

住宅用火災警報器の維持・管理について

住宅用火災警報器は、火災を見つけた時にこそ正しく働かなければなりません。そのためにも、日頃から「点検」と「お手入れ」をしておきましょう。

◇点検の時期

一ヶ月に一度を目安に作動点検をしましょう。

◇点検の方法（作動確認）

本体のひもを引くものやボタンを押すことで点検できるものなど、機種によって異なりますので、説明書を読んで、点検方法を確認しておきましょう。



◇掃除（お手入れ）

ほこりなどが付着すると火災を感知しにくくなるので、家庭用中性洗剤に浸した布などを、十分に絞って、軽く汚れを拭き取って下さい。

※掃除するときは、以下のことに注意して下さい。

- ・ベンジンやシンナーなどの有機溶剤は使用しない。
- ・水洗いは絶対にしない。
- ・煙の流入口は重要な部分なので、ふさいだり傷つけたりしない。

住宅用火災警報器の交換時期について

・本体の交換期限は機種によって異なりますが、目安はおおむね10年です。

①自動試験機能のある機器

機能の異常を示す音や表示がされた場合は、本体ごと交換して下さい。

②自動試験機能のない機器

本体に表示された交換期限や説明書の記載にあわせて、本体ごと交換して下さい。

※乾電池交換タイプは電池交換を忘れず

乾電池交換タイプの物は、電池交換が必要です。定期的な作動点検の時に、「電池切れかな？」と思ったら、早めに交換して下さい。電池が切れそうになったら、音や表示で教えてくれるものもあります。

〔※詳しくは説明書・仕様書をご確認下さい。〕

住宅用火災警報器 廃棄時の注意事項

交換後、不要となった住宅用火災警報器は、電池を取り外し、コネクタ部等をテープで絶縁後、地域のルールに従って廃棄して下さい。また、イオン化式の住宅用火災警報器を廃棄する場合は販売店等にご相談下さい。

※住宅用火災警報器の廃棄については、下記サイトを参考にして下さい。

（日本火災報知機工業会ホームページQ&A）

http://www.kaho.or.jp/user/awm/awm06_p01.html

住宅用火災警報器が鳴ったら・・・



直ぐに、火災かどうか確かめる。

【火災の場合】

- ・ 大声で火事であることを知らせます。
- ・ 早く発見できた場合は、消火器などで初期消火を行います。
- ・ もしも消火中、天井に火が届くようになったら消火をあきらめ、直ぐに避難します。
- ・ 高齢者や運動能力に自信のない方は、直ぐに避難します。
- ・ 避難するときは、タオルなどで口と鼻を覆い、姿勢を低くして避難します。
- ・ 避難ができれば、直ぐに119番通報して下さい。

【火災でない場合】

- ・ 電池切れや故障による警報音の場合は、点検を行い、電池を交換するなどしましょう。
- ・ 火災ではない煙に反応したら、換気をして煙などを外に排出し、警報音を止めましょう。
(ボタンを押すか、ひもを引くと、一般的に音は止まります。)

住宅用火災警報器の維持・管理については、下記サイトを参考にして下さい。

http://www.kaho.or.jp/text/user/awm09_p01.html

(日本火災報知機工業会ホームページ上に、「住宅用火災警報器の警報が鳴った時の対処方法」が掲載されています。メーカー別の機種ごとに、警報が鳴ったときの正しい対処方法について記載されていますので、維持・管理の際にご利用下さい。)

※住宅用火災警報器を設置されたお宅につきましては、特に、電池切れの警報や誤作動などにより、設置していた住宅用火災警報器を取り外してしまう事のないよう、適切な維持・管理をお願いいたします。

※ご不明な点がございましたら、最寄りの消防署・分署へお問い合わせください。

羽咋消防署 22-0089 宝達志水消防署 29-3707 志賀消防署 32-1776 富来分署 42-1211